

令和4年度秋田市通所型介護予防事業業務委託に関する質問および回答

| 質問No. | 質問内容 | 回答 |
|-------|--|---|
| 1 | <p>振替利用について 利用予定日にご本人様の都合によりお休みとなった場合、振替利用を提案することは事業者の義務なのかどうか。</p> | <p>利用者の都合により未実施となった回について、受託事業者が振替日の調整を行うことは義務ではありません。ただし、振替実施について配慮すべき理由があり、かつ、振替実施が本人の自立支援・重度化防止に効果的であると認められる場合は、可能な範囲で振替実施について配慮いただければ幸いです。</p> |
| 2 | <p>振替利用について 振替利用の日付を設定する場合、3カ月の期間に収まっていれば、1週間のうちに複数回利用することは差し支えないか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |